

土曜午後に受診される方に

土曜日の午後に受診される方は厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、診療料に「夜間・早朝等加算」が加算されます。健康保険証の自己負担割合、お持ちの医療券（公費医療券等）などにより負担額が変わります。3割負担の方は150円、2割負担の方は100円、1割負担の方は50円になります。